

町づくり会議委員募集！

●お問い合わせ

未来デザイン推進課 ☎0973-76-3874

九重町では町民のみなさんが主役のまちづくりを進めています。そこで、町の課題や計画等について議論していただく「町民が考える九重町町づくり会議」の委員を募集します。

対象は18歳以上で、町政に対する積極的な参加意思があり、町づくりに対する意欲がある方です。幅広い世代からの積極的な申し込みをお待ちしています。

- 募集人員 6名以内
- 申込期限 5月22日(金)まで
- 任 期 令和10年3月31日まで
- テ ー マ 町づくりについて
- 申し込み 未来デザイン推進課(役場2階) 政策企画グループまで

子ども・子育て支援金制度が始まります

●お問い合わせ

地域共生支援課 ☎0973-76-3821

子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世代を社会全体で支えるために、すべての世代や企業のみなさまから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に使用されます。

この支援金は、加入している医療保険の保険料とあわせて令和8年度から徴収が始まります。

国民健康保険、後期高齢者医療保険の保険料については、今後広報等でお知らせします。



子ども・子育て支援金制度について
(こども家庭庁ホームページ)

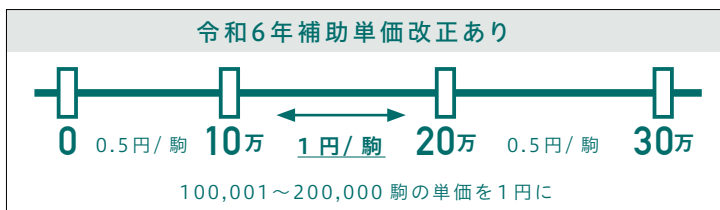
椎茸生産者の皆さまへ 令和8年度原木椎茸生産量維持拡大支援事業補助金について

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

九重町では平成23年度より椎茸生産の安定及び椎茸産地の確立・生産者の経営安定をはかるため、九重町の独自事業として原木椎茸種駒購入に要する経費助成を行っています。令和6年度からは、10万駒以上の椎茸生産者の支援拡大を行っています。

■10万コマ以上の種駒購入を行う方の、20万コマまでの補助額を0.5円/1駒 → 1.0円/1駒としています。

	項目
補助対象	・種駒購入2万駒以上の方
補助単価	・0.5円/駒 ・1円/駒(10万~20万の分)



計算例	駒数	補助額	計算式
	80,000駒	補助額	80,000駒×0.5円=40,000円
	150,000駒	補助額	100,000駒×0.5円+50,000駒×1.0円=100,000円
	250,000駒	補助額	150,000駒×0.5円+100,000駒×1.0円=175,000円

補助対象：令和8年1月から5月末までに購入したもの

- 必要書類：①対象期間内の日付が入った購入伝票の写しまたは、領収書の写し(駒数・駒種類のわかるもの)
②昨年使用した口座に変更がある場合は、新たな通帳の写し
③認め印の持参をお願いします。

申請期限：令和8年6月12日(金)

申請先：九重町役場1階 農林課

※予算額を超える申請があった際は、補助額を減額させていただく場合があります。

※ご不明な点は、担当まで連絡をお願いします。

令和8年度

自動車税・軽自動車税

納期限
6月1日

納期限までに納付をお願いします

ご不明な点等がございましたら、下記へお問い合わせください

自動車税(種別割)

県

4月末に納税通知書(紫色封筒)を発送します!

※詳しい納付方法等は
県ホームページをご確認ください

《お問い合わせ先》

日田県税事務所
TEL:0973-22-4175



軽自動車税

町

5月に納税通知書を発送します!

※詳しくは、九重町ホームページ
をご確認ください

《お問い合わせ先》

九重町 税務課
TEL:0973-76-3803



利用できるお支払方法

現金で納付する場合

- 金融機関・郵便局の窓口
 - コンビニエンスストア
 - 課税自治体の収納窓口
- 《自動車税》県税(納税)事務所の窓口
《軽自動車税》役場の収納窓口

現金以外で納付する場合

- スマートフォン決済アプリ
- クレジットカード など



国民年金広場

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

●お問い合わせ 日田年金事務所 国民年金課 ☎0973-22-6174
地域共生支援課 ☎0973-76-3821

令和8年4月分から令和9年3月分の国民年金保険料は、**月額17,920円**です。

保険料は、現金のほかに、口座振替、クレジットカード、電子(キャッシュレス)決済、電子納付(Pay-easy)での納付が可能となっています。

現金	納付書を最寄りの金融機関・郵便局・コンビニエンスストアにご持参のうえ窓口でお支払いください。
口座振替	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書兼還付金振込方法(変更)申出書を提出してください。引き落とし日は月末で、月末が平日の場合は翌営業日となります。
クレジットカード	国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書を提出してください。
電子決済	対象アプリを利用するスマートフォンで納付書のバーコードを読み取り納付します。 〔対象アプリ〕 AEON Pay・au PAY・d払い・PayB、PayPay、楽天ペイ
電子納付	納付書記載の「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」をPay-easy(ペイジー)対応のATMかインターネットバンキングの画面に入力し納付します。

保険料を前納いただける場合は、支払い方法によりそれぞれ割引があるのでお得です。

前納の種類		2年前納	1年前納	6カ月前納	当月末振替 (早割)	毎月納付
1回あたりの納付額	納付書払い クレジットカード払い	418,510円	211,220円	106,650円	-	17,920円
	口座振替	417,150円	210,530円	106,300円	17,860円	17,920円
割引額	納付書払い クレジットカード払い	16,010円	3,820円	870円	-	-
	口座振替	17,370円	4,510円	1,220円	60円	-

毎月の保険料の納付期限は「翌月の末日」です。保険料の納め忘れがあると、障害や死亡など不慮の事態が発生した際に障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、必ず納付期限までに納めましょう。

所得が少ない、失業してしまった、などの理由で保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料が免除・猶予される制度がありますので、お近くの年金事務所または地域共生支援課までご相談ください。

九重町老人はり・きゅう及び按摩施術料助成事業における助成金額の変更について

●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821

令和8年4月1日より、九重町老人はり・きゅう及び按摩施術料助成事業の助成金額が施術1回につき、500円に変わります。

【助成金額】

変更前	令和8年3月31日までの施術1回に対して	1,000円
変更後	令和8年4月1日からの施術1回に対して	500円

また、変更に伴い、申請書の表記を一部変更しています。申請書は地域共生支援課に用意していますので、お問い合わせください。

「お出かけ保健室」に来てみませんか？～ 身近な場所にお邪魔します～

●お問い合わせ 健康・子育て支援課 ☎0973-76-3838

「お出かけ保健室」は、学校の保健室のような雰囲気、誰でも気軽に健康について相談できる場所として、皆さんの身近な場所に町の保健師や栄養士が出かけて相談対応を行う取組です。

町民の皆さんに健康への関心を高めてもらう機会の1つとして、今年度も引き続き、皆さんが集まる地区のイベントやカフェなどで、健康相談の場を設けます。会場によっては、血圧や体重に加え自分の健康状態がみえる化できる機器も準備していく予定です。のぼりを目印に、ぜひお立ち寄りください。

【5月～8月のお出かけスケジュール】 ※悪天候等で中止となる場合があります。

日程	場所（イベント）	時間帯
5月1日（金）	野上公民館（寄り合いカフェ）	午後2時～午後3時30分
6月18日（木）	飯田公民館（出張妊婦赤ちゃんサロン）	午前10時30分～午前11時30分
7月24日（金）	南山田公民館（寄り合いカフェ）	午後2時～午後3時30分
8月28日（金）	東飯田公民館（寄り合いカフェ）	午前10時30分～正午

健康相談開催中
お出かけ保健室

～職場や学校PTAなど、身近な場所へもおでかけします！～

町内の事業所や小学校中学校のPTAや研修会など、皆さんが集まる場所での「お出かけ保健室」の開催はいかがでしょうか？

健康チェックや健康講話、機器を活用した健康度測定会など、働き盛りの皆さんや子育てで忙しい皆さんの健康を見つめなおすきっかけとして、ぜひご利用ください。

ご希望の方は、お気軽にお問い合わせください。



65歳から74歳の方が後期高齢者医療制度の障がい認定を受ける際の手続について

●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821
大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771(代表)

65歳から74歳の方が後期高齢者医療制度の障がい認定を受ける際の申請受付を行っています。障がい認定を受けると、現在加入している医療保険（国民健康保険や健康保険組合、健康保険協会、共済組合等）から脱退し、後期高齢者医療保険に加入することになり、後期高齢者医療における保険料を納付し、給付を受けることとなります。申請が必要な方は、下記のものをご持参のうえ、手続きをして下さい。

- ・障がいの程度が確認できる書類（障害者手帳など）
- ・本人確認書類（運転免許証など本人と確認できるもの）
及びマイナンバーカード等（マイナンバーを確認できる書類）

※障がい認定を受けた方は、認定後も75歳になるまでは、届出により将来に向かって撤回することができます。この場合、撤回後は国民健康保険又は社会保険等に加入することになります。

「栄養教室」で健康づくりについて一緒に学びませんか！

●お問い合わせ 健康・子育て支援課 ☎0973-76-3838

食生活や健康づくりについての講義、調理実習を通して生きることの基本「食べること」を一緒に学びませんか。

受講期間：令和8年7月～令和9年2月まで（全7回）
時間はいずれも平日9:30～14:00

募集人員 先着10名
受講費用 無料

受講内容：食生活、健康づくりについての講義、調理実習など

7月に開校予定

受講資格：九重町在住の方

教室修了後、食生活改善推進協議会に入会して地域の健康づくりに活動していただける方

※男性の方の受講もお待ちしております！！

応募締切：令和8年6月26日（金）まで



食生活改善推進協議会とは

子どもから高齢者まで、食を通じた健康づくりを家庭や地域に広める活動をしています。

シリーズ
『障がい福祉』
122

特別障害者手当・障害児福祉手当をご存じですか

●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821

特別障害者手当 月額／30,450円（毎年改定有）

◎対象者／著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方（おおむね身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A1A2程度の障害が重複している。または、これらと同等の障害や疾病、精神障害があり、常時介護を必要とする方）

障害児福祉手当 月額／16,560円（毎年改定有）

◎対象者／著しく重度の障害があるため、常時介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の方（おおむね身体障害者手帳1級と2級の一部、療育手帳A1、これらと同等の疾病、精神障害があり常時介護を要する方）

※施設に入所している方・3カ月を超えて継続して入院している方は受給できません。

※本人又は扶養義務者の所得要件があります。

※対象要件に該当するかどうかは担当課までお問い合わせください。

「空き家・土地バンク」について

●お問い合わせ 観光・地域振興課 ☎0973-76-3150



売りたい！
貸したい！

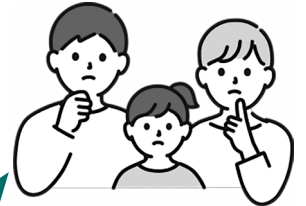
家を売るか貸すかしたいけど、
どうすればいいのか悩み中の夫婦



専用サイト

「空き家・土地バンク」活用しませんか？

買いたい！
借りたい！



自然環境豊かな九重町で子育て
をしたい夫婦。家探し真っ最中

▲ 空き家を放置するとこんなトラブルが



- 瓦や外壁の劣化による落下や飛散事故の恐れ
- 雑草の繁茂
- 隣地・道路への樹木の越境
- 不法投棄や放火の危険
- 不法侵入
- 倒壊、崩落の危険など



空き家・土地バンクに物件を登録
する場合に費用は必要？

A

登録費用は無料です。

ただし、物件の売買や賃貸契約の際に仲介業者を介していただきます。その際に仲介手数料が必要となります。



倉庫や農地も空き家とあわせて
登録できる？

A

登録できます。

付随する建物や近隣農地（農業委員会へ手続きが必要）であれば、空き家とあわせて登録できます。



古い空き家でも登録できる？
家財や仏壇なども残っているけど…

A

古い空き家でも登録できます。

家財や仏壇などが残っていても、売買や賃貸契約後に補助金を活用して片付けを行うことができます。



亡くなった父の名義のままだけど
登録できる？

A

相続登記が完了した場合に
登録できます。

未登記や相続登記が未了の場合は登記が完了した際に登録が可能となります。
※土地及び建物の登記が必要です。

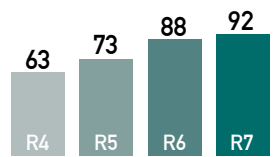
「空き家バンクは、空き家利用希望者と所有者をつなぐ制度です。今、特に賃貸希望の移住希望者が増えています。ぜひご登録ください。」

自然環境を求め、関心が高まっています。

空き家・土地バンク利用者登録数

近年、働き方やライフスタイルを見直し、移住への意識が高まっています。九重町でも空き家や土地を探している方が増えています。

※グラフの R7 は 2 月末現在の数値



誰でも空き家・土地バンクを
利用できる？



A

居住を希望する人ならどなたでも。

九重町に居住している方も利用できます。

空き家・土地バンクで登録された
物件はどこで見れる？



A

専用サイト「ココクラ」で見れます。

専用サイトで物件や各種補助金制度などをご確認いただけます。気になる物件があれば登録後にご連絡ください。

空き家所有者と直接、
交渉や契約するのか？



A

宅地建物取引業者を
必ず仲介していただきます。

安心して物件を購入していただくために仲介をしていただきます。仲介手数料が必要となります。

【補助制度】 ※所有者が利用できるもののみ

家財処分補助金

仏壇や家財などを処分するための補助金。

補助率 10分の10
上限額 10万円

所有者改修補助金

賃貸するために必要な修繕費用の補助金。

補助率 3分の2
上限額 100万円

※利用にあたっては必ず事前にお問合せください。

概要図



物件登録
利用者情報



物件情報発信



【お問い合わせ】
観光・地域振興課
0973-76-3150

第15回

草原保全にかかわる全国の仲間が一堂に会し、草原について語り合う場として開催するのが全国草原サミット・シンポジウムです。

九重町の大会では、草原の素晴らしさを全国にアピールするとともに、草原を維持するための野焼きや、草原にすむ植物や生きものの保全のための知識や技術を共有し、草原を未来につなげていくことを目的とし、開催します。

未来へつなぐ 野焼き文化 草原のめぐみ

2026年

9月

5日

6日

九重文化センター

(大分県玖珠郡九重町後野上17-4)



大分県・九重町(このえまち)は、大分県の南西部に位置しながら豊かな自然と調和しながら暮らしが営まれていく町です。町の中央には、筑後川の上流にあたる玖珠川が東西に流れ、南東部には「九州の屋根」とも呼ばれる1700m級の名峰が連なるくじゅう連山が広がります。町域の約半分が「阿蘇くじゅう国立公園」と「耶馬日田英彦山定公園」に指定されており、四季折々の貴重な自然環境を身近に感じることができます。



第15回全国草原サミット・シンポジウム in このえHP

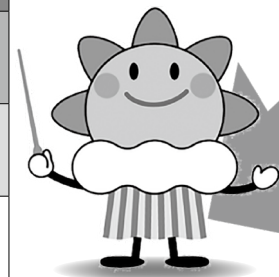
レベルが示す災害リスクと避難行動

新・防災情報 5月下旬から

【現行】防災気象情報の情報体系とその名称

警戒レベル相当情報	防災気象情報				
	洪水等に関する情報			土砂災害	高潮害
	指定河川洪水予報 (河川等)	洪水害 (市町村毎)	大雨浸水害 (市町村毎)		
5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (浸水害)		大雨特別警報 (土砂災害)	高潮氾濫発生情報
4相当	氾濫危険情報			土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮情報
3相当	氾濫警戒情報	洪水情報	大雨情報 (浸水害)	大雨情報 (土砂災害)	警報に切り替える可能性が高い高潮注意報
2相当	氾注意戒情報	洪水注意報	大雨注意報		高潮注意報
1相当	早期注意情報				

令和8年5月下旬からは情報の名称に「**レベルの数字**」が入り、とるべき行動が分かりやすくなるよ!



【令和8年5月下旬から】防災気象情報の情報体系とその名称

警戒レベル	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面上昇や波の打上げによる浸水
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
〈警戒レベル4までに危険な場所からかならず避難!〉				
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

ココが変わるよ 注意報・警報

01 「レベル」をプラス

注意報・警報名の頭に災害の危険度に応じた1〜5のレベルを付けます。このレベルは警戒レベルに相当するものであり、注意報にはレベル2、警報にはレベル3、特別警報にはレベル5を付加します。

(例)大雨警報 ↓ レベル3大雨警報

レベル4相当の情報として、**危険警報**を新設しました。この危険警報は、自治体が発令する「避難指示」の目安となる警報であり、避難を判断する警報です。

【注意】レベル付き注意報・警報は、河川氾濫、大雨、土砂災害と高潮のみです。暴風、大雪等にはレベル付加と危険警報はありません。

02 大雨・洪水を再編、3つの注意報・警報へ

大雨と洪水の注意報・警報（および指定河川洪水予報）は、新たに「河川氾濫」「大雨」「土砂災害」の3つの注意報・警報へと生まれ変わり、**洪水注意報・警報は廃止**します。

氾濫注意報・警報は大規模な河川の氾濫に対する情報となります（大分川など）。河川氾濫の情報は、市町村ではなく、河川毎に発表することが特徴です。なお、九重町には対象となる大規模な河川はありません。したがって、河川氾濫の情報は発表されません。九重町を流れる河川の氾濫は、「大雨」として発表します。

土砂災害に対する情報は、大雨注意報・警報から切り離して単独で発表します。

(警戒レベルごとのとるべき行動とそれを促す情報)

警戒レベル	とるべき行動	行動を促す情報
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保
▼ 警戒レベル4までに危険な場所から必ず避難! ▼		
警戒レベル4	危険な場所から 全員 避難	避難指示
警戒レベル3	危険な場所から 高齢者等 避難	高齢者等避難
警戒レベル2	自らの避難行動を確認	大雨注意報 高潮注意報など
警戒レベル1	災害への心構えを高める	早期注意情報 (警報級の可能性)

これまでの防災気象情報は、対象とする災害ごとに情報名が異なることに加え、同じ警戒レベルにおいても情報名に統一性がありませんでした。そのため、情報名から対応する警戒レベルの判断が困難でした。

そこで、5段階の警戒レベルと対応するように注意報・警報を設定しなおし、対象とする災害とその危険度がどのレベルまで高まっているかを明確にしました。これによって、避難のタイミングを防災気象情報から容易に判断できるようになります。

A 情報がわかりにくいから

Q なぜ、新しくなるのか?

警戒レベルとは
災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類し、住民がとるべき行動と、その行動を促す情報とを関連付けたもので、避難のタイミングを直感的に理解するための指標です。

気象防災速報・・・危険な現象をお知らせ

線状降水帯や短時間の大雨、竜巻など顕著な現象が発生、あるいは発生しつつあることを知らせる情報は、今後「防災気象速報」というくくりで発表します。

(例)線状降水帯発生を伝える情報

「顕著な大雨に関する気象情報」

➔ 「気象防災速報(線状降水帯発生)」

気象防災速報を見聞きした際は、九重町からの避難情報に気を配り、災害に対する心構えを1段高めてください。

「新しい防災気象情報」特設ページはこちらから!

令和8年より気象の警報などが大きく変わります

新しい防災気象情報「特設ページ」はこちらから!

狂犬病予防注射は飼い主の義務です ～狂犬病予防注射は1年に1回～

●お問い合わせ 住民環境課 ☎0973-76-3802

狂犬病予防法により、飼い主には狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。

●狂犬病予防注射について

- ・ 地区ごとに行う集合注射または動物病院で受けてください。
- ・ 集合注射の日程と会場は、犬の登録者への個別通知、または九重町ホームページをご覧ください。
- ・ 動物病院で受けたときは、「狂犬病予防注射済証」を提出し、狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

●犬の登録や転入・転出・死亡等の異動があった場合

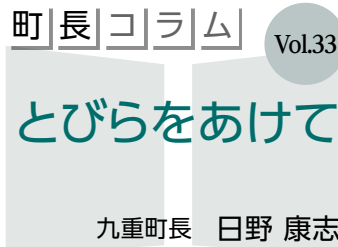
- ・ 庁舎1階（住民環境課）窓口や集合注射会場で手続きを行うことができます。

●登録、狂犬病予防注射の手数料

登録手数料	初回のみ	3,000 円
狂犬病予防注射料	毎年	2,700 円
狂犬病予防注射済票交付手数料	毎年	550 円

●その他

- ・ 犬の体調不良などにより、予防注射を期間内に受けられない場合は、動物病院にて猶予手続きが必要です。



三寒四温の言葉通り、寒さと暖かさを繰り返しながら、季節はゆっくりと春へと歩みを進めました。寒さの影響で今年の桜の開花は少し遅れましたが、今年も見事に咲きました。日本の心ともいえるその姿を眺め、つかの間の穏やかな時間を過ごすことができました。

しかし一方で、世界に目を向ければ争いが絶えず、尊い命が失われる悲しいニュースが後を絶ちません。自国第一主義や独裁的な動きなど、身勝手な振る舞いが多い人々を苦しめています。この不安定な状況の中、日本が、そして私たちが巻き込まれてしまうのではないかと、強い危惧を抱かずにはいられません。

また、近年の物価高騰に加え、ウクライナや中東情勢の影響を受け、エネルギー関連の物価が高止まりする中、生活への大きな影響が懸念されています。九重町で

は国からの「物価高騰重点支援交付金」を活用した対策をいくつか講じてまいりました。全町民の皆様へお贈りした10,000円分の商品券は、県内でも早期に、かつ手厚い水準で実施できたものと自負しております。ぜひ、日々の生活にお役立てください。また、プレミアム率50%の商品券の発行も予定していますので、詳細を楽しみにお待ちしております。ただければ幸いです。

前段で申し上げましたが「競う」ことは成長の糧となりますが、「争う」ことは大きな痛みを伴います。住まいや生活を破壊し、長い年月をかけて築き上げたものを一瞬で奪い去ってしまいます。令和2年7月豪雨災害を経験した私たちは、その悲痛な現実を身をもって知っています。辛く悲しい出来事でしたが、もう一度奮い立ち、今日を迎えることができました。

九重町の人口減少は、かけがえのない仲間が減っていくようで寂しい限りです。しかし、だからこそ私たちは、お互いを支え合い、育て合い、夢を実現できる町を次世代へ残していかなければなりません。

一人の百歩より、百人の一歩。
この言葉を胸に、これからも皆様と共に、前を向いて歩んでまいります。